

江別市行政審議会について（検討中）

1 行政審議会の目的

市長の諮問を受け、えべつ未来市民会議の提言書を踏まえて庁内検討委員会で検討した計画骨子（たたき台）等について、戦略テーマを中心に審議を行い、市長に答申する。

（骨子（たたき台）の戦略テーマの本数に応じて分科会を設置（2～3程度））

2 委員の構成

(1) 江別市行政審議会第3条2項の規定「学識経験者のうちから市長が委嘱」により選任（15名以内）

①経済団体 5名

②自治会・市民団体等 4名

③学識者

えべつ未来市民会議の委員 3名

④えべつ未来市民会議の市民委員の希望者 3名

（希望者が多い場合は抽選）

3 スケジュール（月1～2回程度開催）

平成25年1月～3月：計画骨子案について審議

4月～7月：計画素案について審議

江別市行政審議会条例

(設置)

第1条 本市における都市振興基盤の整備強化、及び産業水準の向上と市民生活の健全化について総合建設計画を樹立し、かつその推進を図るため市長の附属機関として、江別市行政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、江別市総合建設計画に関し市長の諮問に応じ、調査、審議して答申するほか、必要に応じ意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員若干名をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 市長は特別の事由があると認めるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(職務)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は会長が招集する。

- 2 審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会の決定により専門部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会について必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。